

# 大分県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画

平成29年1月

大分県後期高齢者医療広域連合

## 大分県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画

### 1. 広域計画の趣旨

大分県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7及び大分県後期高齢者医療広域連合規約第5条に基づき策定し、大分県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び構成市町村が、相互にその役割を担い、連携を図りながら、総合的かつ計画的に後期高齢者医療に関する事務を行うための基本的な指針となるものです。

### 2. 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

広域連合及び関係市町村は、以下に掲げる役割分担のもと、円滑な事務の推進に努めます。

#### （1）被保険者の資格の管理に関する事務

被保険者の資格の認定（取得・喪失・異動の確認）、被保険者証の交付決定等の事務は広域連合が行い、住民からの被保険者資格の取得・喪失・異動の届出の受付等の窓口事務は市町村が行います。

#### （2）保険料の賦課及び徴収に関する事務

保険料率の決定及び保険料の賦課決定、並びに保険料の減免及び徴収猶予の決定等の事務は広域連合が行い、保険料の徴収・滞納処分等の事務は、市町村が行います。

#### （3）医療給付に関する事務

後期高齢者医療の給付の支給決定等に関する事務は広域連合が行い、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し等の窓口事務は市町村が行います。

#### （4）保健事業に関する事務

広域連合は、関係市町村と連携して、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の定めるところにより被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行います。

#### （5）その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

各種申請や認定等に関する相談・問合せについて、広域連合と市町村が連携して対応します。

また、広報活動についても広域連合と市町村が連携しながら実施します。

### 3. 広域計画の期間及び改定に関すること

この広域計画の期間は、平成29年度から当分の間とします。

ただし、大分県後期高齢者医療広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとします。